

構造設備・衛生措置の基準

【クリーニング所・取次所】

項目	基準	一般	取次所
施設全体	施設及び業務用車両や機械器具類は清潔に保つこと	○	○
	作業及び衛生の保持に支障を来さないよう十分な広さを有すること	○	○
	隔壁、ついたて等により、住居、他の営業の用に供する施設等と区分すること	○	○
	洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと	○	○
	洗濯物をその用途に応じて区分して処理すること	○	○
	採光、照明及び換気を十分に行うこと	○	○
洗濯場所	洗いの床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等）で築造され、適当な勾配と排水口が設けられていること	○	—
	業務用の洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも 1 台備えること ※脱水機の効用を有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい	○	—
	洗濯物の処理に使用した有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった洗濯物に残留しないようにすること	○	—
	〔指定洗濯物を取り扱う場合〕 他の洗濯物と区分しておき、指定洗濯物を洗濯する時はその前に消毒すること ※消毒の効果を有する方法で洗濯する場合は、消毒しなくてもよい	○	—
従事者等	業務に従事する者が結核又は感染性の皮膚疾患にかかった場合には、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示に従うこと	○	○
	業務に従事する者に対して結核又は感染性の皮膚疾患に係る健康診断を受けさせるよう市長から指示があった場合には、その指示に従うこと	○	○

指定洗濯物について

指定洗濯物とは、伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるもので、クリーニング業者に引き渡される前に消毒されていない、以下①～⑤の洗濯物です。

指定洗濯物は、他の洗濯物と区分して保管し、洗濯前に消毒するか、消毒効果を有する方法で洗濯する必要があります。消毒方法等については、「クリーニング所における衛生管理要領（昭和 57 年 3 月 31 日付環指第 48 号）」をご確認ください。

- ① 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- ② 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- ③ おむつ、パンツその他これらに類するもの
- ④ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- ⑤ 病院または診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの